

平成20年第3回足寄町議会定例会議事録(第3号)

平成20年9月10日(水曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	星野喜美男君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	藤原茂君
住民課長	大竹口暁己君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	中鉢武美君
建設課参事	松永恒君
会計管理者	堀井昭治君
国民健康保険病院事務長	高田安春君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	村尾誠一君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

- | | | |
|---------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 10号 | 平成19年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について<P4~P6> |
| 日程第 2 | 議案第 66号 | ふるさと足寄応援寄附条例の制定について(総務産業常任委員会)<P6~P7> |
| 日程第 3 | 議案第 67号 | スクールバスを住民の利用に供する条例を廃止する条例(文教厚生常任委員会)<P7> |
| 日程第 4 | 意見書案第5号 | 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書(総務産業常任委員会)<P7~P8> |
| 日程第 5 | 意見書案第6号 | 物価高騰に対する緊急対策を求める意見書(総務産業常任委員会)<P8> |
| 日程第 6 | 意見書案第7号 | 社会保障関係費の2千200億円削減見直しを求める意見書(文教厚生常任委員会)<P8~P9> |
| 日程第 7 | 議案第 68号 | 平成20年度足寄町一般会計補正予算(第5号)<P9~P13> |
| 日程第 8 | 議案第 69号 | 平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)<P9~P13> |
| 日程第 9 | 議案第 70号 | 平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)<P9~P13> |
| 日程第10 | 議案第 71号 | 平成20年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第1号)<P9~P13> |
| 日程第11 | 議案第 72号 | 平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)<P9~P13> |
| 日程第12 | 議案第 73号 | 平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)<P9~P13> |
| 追加日程第 1 | 選挙第 2号 | 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙<P14~P15> |
| 追加日程第 2 | 意見書案第8号 | 北海道開発局の存続を求める要望意見書<P15> |
| 追加日程第 3 | 意見書案第9号 | 帯広測候所存続・拡充に関する要望意見書<P15~P16> |
| 追加日程第 4 | 意見書案第10号 | 国が直接事業を行う国営土地改良事業制度の存続に対する意見書<P16> |
| 追加日程第 5 | 意見書案第11号 | 社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書<P16~P17> |
| 追加日程第 6 | 議案第 68号 | 平成20年度足寄町一般会計補正予算(第5号)(予算審査特別委員会)<P17~P19> |
| 追加日程第 7 | 議案第 69号 | 平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(予算審査特別委員会)<P17~P19> |
| 追加日程第 8 | 議案第 70号 | 平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)(予算審査特別委員会)<P17~P19> |

追加日程第 9	議案第 7 1 号	平成 2 0 年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（予算審査特別委員会）＜ P 1 7 ~ P 1 9 ＞
追加日程第 1 0	議案第 7 2 号	平成 2 0 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）（予算審査特別委員会）＜ P 1 7 ~ P 1 9 ＞
追加日程第 1 1	議案第 7 3 号	平成 2 0 年度足寄町上水道事業会計補正予算（第 3 号）（予算審査特別委員会）＜ P 1 7 ~ P 1 9 ＞
追加日程第 1 2	議案第 8 4 号	平成 2 0 年度足寄町一般会計補正予算（第 6 号）＜ P 1 9 ~ P 2 0 ＞
追加日程第 1 3	議案第 7 4 号	平成 1 9 年度足寄町上水道事業会計決算認定について＜ P 2 0 ~ P 2 1 ＞
追加日程第 1 4	議案第 7 5 号	平成 1 9 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について＜ P 2 0 ~ P 2 1 ＞
追加日程第 1 5	議案第 7 6 号	平成 1 9 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について＜ P 2 0 ~ P 2 1 ＞
追加日程第 1 6	議案第 7 7 号	平成 1 9 年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について＜ P 2 0 ~ P 2 1 ＞
追加日程第 1 7	議案第 7 8 号	平成 1 9 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について＜ P 2 0 ~ P 2 1 ＞
追加日程第 1 8	議案第 7 9 号	平成 1 9 年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について＜ P 2 0 ~ P 2 1 ＞
追加日程第 1 9	議案第 8 0 号	平成 1 9 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について＜ P 2 0 ~ P 2 1 ＞
追加日程第 2 0	議案第 8 1 号	平成 1 9 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について＜ P 2 0 ~ P 2 1 ＞
追加日程第 2 1	議案第 8 2 号	平成 1 9 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について＜ P 2 0 ~ P 2 1 ＞
追加日程第 2 2	議案第 8 3 号	平成 1 9 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について＜ P 2 0 ~ P 2 1 ＞
追加日程第 2 3		所管事務調査期限の延期について＜ P 2 1 ~ P 2 2 ＞ （総務産業常任委員会） （文教厚生常任委員会）
追加日程第 2 4		閉会中継続調査申出書＜ P 2 2 ＞ （議会運営委員会） （総務産業常任委員会）

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 昨日開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日9月10日は、最初に、報告第10号の報告を受けます。

続いて、9月2日の本会議におきまして総務産業常任委員会に付託いたしました議案第66号と意見書案第5号、意見書案第6号の審査報告を、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第67号と意見書案第7号の審査報告を受け、審議を行います。

次に、議案第68号から議案第73号までの補正予算の提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し会期中の審査とした後、本会議休憩中に予算審議を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

報告第10号

議長（吉田敏男君） 日程第1 報告第10号平成19年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました報告第10号平成19年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見をつけて次のとおり報告するものでございます。

1点目につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づきます健全化判断比率の数値でございます。

4点の比率がありまして、1点目が実質赤字比率、2点目が連結実質赤字比率、それから3点目といたしまして実質公債比率、4点目が将来負担比率となっております。1点目、2点目、実質赤字比率、連結実質赤字比率と、これはそれぞれ19年度の決算におきまして黒字となっておりますので、数字の表示は出てこないということになってございます。

それから、3点目の実質公債比率でございますけれども、22.2%となっております。

4点目の将来負担比率につきましては80.8%となっております。

次、大きな項目の2点目でございますけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率でございますけれども、公営企業に係る会計についての比率となっております。上水道事業会計から公共下水道事業特別会計までの4会計の資金不足の比率でございますが、いずれも19年度資金不足となっておりますので、数字の表示は出てこないということになっております。

次、2ページ～3ページには、監査委員さんの意見を付してということでございますので、監査委員さんの意見書を添付させていただいております。

それから、4ページ～5ページには、ただいま申し上げました比率等の積算根拠となります資料を添付してございます。

若干御説明したいと思いますので、4ページをお開き願いたいと思います。

平成19年度決算に係る健全化判断比率等の報告に関する資料ということでございますけれども、先ほど申し上げました健全化判断比率4点の比率を、それぞれ算出方法等について記載をさせていただいております。

実質赤字比率でございますが、分子に一般会計等の実質赤字額、分母としまして標準財政規模ということで、この数値を求めるということになってございまして、この法の規定に準じ積算いたしました数字が下の表に載っております足寄町における比率ということで、分子の方が1億983万3,000円ということになってございますが、赤字が表示ということで、黒字でございますので表示ということになっております。

それを標準財政規模52億1,854万7,000円で割りますと2.10%、マイナスということになっておりまして、国の基準でいきます早期健全化基準、これが14.86%を超えた場合、それから財政再生基準につきましては20%を超えた場合と、それぞれこれを超えますと、健全化計画なり財政の再生計画を立てなければならないという法の定めになっておりますが、これらについて今申し上げました数字ではここに達していないので、実質赤字比率については達していないという結果になってございます。

次、右側の表でございますが、連結実質赤字比率ということで、足寄町の全会計の赤字状況を見るということになっておりまして、分子に全会計の実質赤字額、分母といたしまして標準財政規模で出して赤字の比率を出すというふうになってございますが、全会計とも決算書、これから御審議いただきますけれども、黒字になっているということで、これも表示ということで、分子の方が6億2,856万6,000円の黒字ということになってまして、標準財政規模で割りますとマイナスの12.04%ということになってございます。

この連結赤字比率は、早期健全化基準でいきますと19.86%、これは先ほど言いま

した実質赤字比率に5%を足した数値ということで国の方で決まっております、14.86に5%足した19.86%、これが早期健全化基準となっております、それから財政再生基準が40%ということで、この数値につきましても、我が町は下回っているという結果になってございます。

それから、実質公債費比率でございますけれども、これにつきましては3年平均ということで、算式等については、長く書いてございますけれども、公債費等の標準財政規模に対します比率ということで、どの程度の公債費の負担があるのかということで、毎年度の元利償還金についての積算となっております、これが3年平均ということになってございますので、17年度が21.4%、18年度が22.5%、19年度が22.9%ということになりまして、3年で平均いたしますと22.2%ということになってございます。

国の方の定め早期健全化基準が25%となっております、財政再生基準が35%というふうになっております。これも、若干高めでございますけれども、国の基準よりは下回っているという結果になってございます。

それから、次が5ページをお願いいたしますが、将来負担比率ということで、今までは決算の単年度での状況でございますけれども、将来的にどういう負担になっていくのかということでの率を出すということになってございまして、下で文言で書いてございますけれども、将来負担額というものの拾う数値といたしまして、イからチまでという項目の数字を拾う、該当項目があれば拾うということになってございまして、それを標準財政規模で割るということになってございまして、それで数値算出いたしました、うちの町につきましては80.8%、国で言っています早期健全化基準については350%でございますので、これも下回っているということになってございます。

将来負担比率につきましては、財政再生基

準にはあられないということになっておりますので、斜線となっております。

次に、資金不足比率ということでございまして、これは公営企業会計等に求められているものでございまして、足寄町の該当会計4会計ございまして、上水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計ということで、それぞれの資金不足の状況ということで算出をしております。

それぞれが国の基準で言う20%の基準を超えていないかどうかという判定になりますが、上水道事業会計から公共下水道事業会計までということは赤字になっておりませんので表示、また簡易水道会計は、1,000円単位でございまして決算では数字出てこないということでゼロでございしますが、黒字となっております。

そういったことで上水が147.6%の黒字の数字になります。それから国民健康保険病院事業会計がマイナスの43.5%、それから簡水が0%、公共下水道事業会計がマイナスの0.2%ということになりまして、国で言っています20%、それぞれどの会計につきましても、この数値はクリアしているという状況となっております。

簡単でございしますが、以上で、報告第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 4ページの右側中間部、実質公債費比率の3ヵ年平均、平成17年が21.4、平成18年22.5、平成19年が22.9、これで見ると年々上がってきているんですけども、この状況でいった場合に、早期健全化基準の25%をいつ超えるかというようなことを町では予想しているかどうか、それをお聞きします。

議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） ただいま矢野議

員の御指摘のとおり、公債費の比率が年々伸びているという現状がございまして。こういったことありまして公債費の適正化計画によりまして繰上償還などをするとか、そういったことを見込みながら、今ここ数年がピークということで、25を超えるというような状況にはならないという推計でありますが、この辺につきましても慎重に対応してまいりたいと思っております。

25を超えるという推計には立っておりませんので、御理解いただきたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

議案第66号

議長（吉田敏男君） 日程第2 議案第66号ふるさと足寄応援寄附条例の制定についての件を議題といたします。

本件に対し、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 大久保優君。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） 平成20年第3回足寄町議会定例会（9月2日）において付託された事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

1. 事件名

議案第66号ふるさと足寄応援寄附条例の制定について

2. 審査の経過

委員会開催日 9月2日、9月5日

3. 審査の結果

原案可決であります。

少数意見の留保はございません。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行

います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第66号ふるさと足寄応援寄附条例の制定についての件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第66号ふるさと足寄応援寄附条例の制定についての件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第67号

議長(吉田敏男君) 日程第3 議案第67号スクールバスを住民の利用に供する条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件に対し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長 谷口二郎君。

文教厚生常任委員会委員長(谷口二郎君) 委員会の審査報告を申し上げます。

平成20年第3回足寄町議会定例会(9月2日)において付託された事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告をいたします。

1. 事件名

議案第67号スクールバスを住民の利用に供する条例を廃止する条例

2. 審査の経過

委員会開催日 9月2日

3. 審査の結果

原案可決でございます。

以上のとおり報告を終わります。

議長(吉田敏男君) これにて、委員長の

報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第67号スクールバスを住民の利用に供する条例を廃止する条例の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第67号スクールバスを住民の利用に供する条例を廃止する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

意見書案第5号

議長(吉田敏男君) 日程第4 意見書案第5号「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件に対し、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 大久保優君。

総務産業常任委員会委員長(大久保 優君) 平成20年第3回足寄町議会定例会(9月2日)において付託された事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

1. 事件名

意見書案第5号「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書

2. 審査の経過

委員会開催日 9月2日、9月5日

3. 審査の結果

原案可決であります。

少数意見の留保はございません。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第5号「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第5号「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

意見書案第6号

議長（吉田敏男君） 日程第5 意見書案第6号物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の件を議題といたします。

本件に対し、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 大久保優君。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） 平成20年第3回足寄町議会定例会（9月2日）において付託された事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

1. 事件名

意見書案第6号物価高騰に対する緊急対

策を求める意見書

2. 審査の経過

委員会開催日 9月2日、9月5日

3. 審査の結果

原案可決であります。

なお、少数意見の留保はございません。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第6号物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第6号物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

意見書案第7号

議長（吉田敏男君） 日程第6 意見書案第7号社会保障関係費の2千200億円削減見直しを求める意見書の件を議題といたします。

本件に対し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長 谷口二郎君。

文教厚生常任委員会委員長（谷口二郎君）

委員会の審査報告を申し上げます。

平成20年第3回足寄町議会定例会（9月

2日)において付託された事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告をいたします。

1. 事件名

意見書案第7号社会保障関係費の2千200億円削減見直しを求める意見書

2. 審査の経過

委員会開催日 9月2日

3. 審査の結果

原案可決でございます。

以上で、報告を終わります。

議長(吉田敏男君) これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第7号社会保障関係費の2千200億円削減見直しを求める意見書の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第7号社会保障関係費の2千200億円削減見直しを求める意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第68号～議案第73号

議長(吉田敏男君) 日程第7 議案第68号平成20年度足寄町一般会計補正予算(第5号)の件から日程第12 議案第73号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)までの6件を一括議題といたし

ます。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) ただいま議題となりました議案第68号平成20年度足寄町一般会計補正予算(第5号)から議案第73号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)まで、一括提案理由の説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。議案第68号平成20年度足寄町一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,108万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,624万4,000円とするものでございます。

歳出の主な事項から御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。議会費、備品購入費におきまして、議会中継システムといたしまして174万5,000円を計上いたしました。

総務費、総務管理費、基金積立金、積立金におきまして、財政調整基金積立金といたしまして500万円を計上いたしました。

15ページをお願いいたします。行政情報管理費、委託料におきまして、税システム改修業務といたしまして1,024万8,000円を計上いたしました。

負担金補助及び交付金におきまして、地方税電子申告支援システム初期導入負担金といたしまして458万9,000円を計上いたしました。

あしよろ銀河ホール21管理費、工事請負費におきまして、あしよろ銀河ホール21擁壁等撤去工事といたしまして590万1,000円を計上いたしました。

新エネルギー対策費、負担金補助及び交付金におきまして、ペレット燃焼機器導入補助金といたしまして100万円を計上いたしました。

なお、予算説明資料の中でこの100万円の内訳、10万円に10個分100万円の予算計上ということで説明書に記載してございます。従来この制度、2分の1上限20万円以内ということで、平成17年度から3年間この助成制度を実施してまいりました。

北海道が平成20年度から、従来、地域政策補助金で実施していたこの助成制度、上乘せ制度につきまして、実は打ち切りということになったということに伴いまして、現時点で足寄町独自で10万円ということで予算計上をさせていただいたところでございます。

ただ、ここに来てちょっと状況が変わってきたといえますか、一つには、新聞報道にありましたとおり、帯広市におきまして国の環境モデル都市に選定をされたということに伴って、市も当初は独自でいくということでありましたけれども、国の地域住宅交付金制度、この申請をされたという新聞報道がございました。

この間、帯広市とも情報交換をしてきたわけでありまして、帯広市がこの交付金制度に該当をしそうだという情報でございます。

そこで過日、北海道に対しまして当町も、この指定都市にはなってはおりませんけれども、この地域住宅交付金制度該当にならないかということで、今、照会をかけている最中でございます。

足寄町独自での申請ということではなくて、北海道の枠の中に足寄町のこのペレットストーブの助成事業、あるいは6月定例会、2回目の定例会で議決をいただきました太陽光発電、この部分についても該当できないかということで、ただいま協議中でございます。

仮に該当になるとすれば、町の財源負担の45%がこの制度に乗れる可能性が出てきたということでございます。そういう意味では、そのこともお含みいただいた上で議決をお願いをするものでございます。

それともう一つ、これは昨日開会されまし

た道議会の中におきまして、従来、北海道は、地域政策補助金の中で10万円の助成をしてきたわけでありまして、省エネルギー促進事業費ということで、予算総額2,100万円を提案という新聞記事がございました。

これは詳細についてはまだ流れてきてませんけれども、非公式情報によりますと、従来、地域政策補助金で10万円の助成、これを非公式情報では、7万5,000円程度というような非公式情報が入ってきております。

現段階におきましては、私どもとしては、国の交付金制度に乗る方が町の財政負担としては少なく済むのかなという思いをしておりますけれども、いずれにいたしましても、この二つの状況が出てきたということでございます。

可能であれば、これまで助成をしてまいりました20万円という線を追求をしていきたいなど、こんなふうを考えているところでございます。

繰り返しになりますが、この状況を踏まえた上で議決をいただきたいということで、御審議をお願いをするものでございます。

次に行きます。銀河線跡地整備費、積立金におきまして、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金積立金といたしまして294万5,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、負担金補助及び交付金におきまして、腎臓機能障害者通院支援事業補助金といたしまして61万7,000円を計上いたしました。

17ページをお願いいたします。衛生費、保健衛生費、環境衛生費、委託料におきまして、火葬場調査設計業務といたしまして73万1,000円を減額いたしました。

火葬場給水管路調査設計業務といたしまして195万3,000円を計上いたしました。

合併処理浄化槽事業費、負担金補助及び交付金におきまして、合併処理浄化槽設置整備事業補助金といたしまして100万円を計上いたしました。

18ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、農業振興費、委託料におきまして、仮称新規就農者宿泊研修施設実施設計業務152万5,000円を減額いたしました。

工事請負費におきまして、仮称新規就農者宿泊研修施設建設工事といたしまして9,227万3,000円を計上いたしました。

林業費、林業振興費、役務費におきまして、手数料といたしまして498万1,000円を計上いたしました。

負担金補助及び交付金におきまして、足寄町有害鳥獣被害対策協議会負担金といたしまして4,819万5,000円を計上いたしました。

19ページをお願いいたします。町有林管理費、役務費におきまして、手数料といたしまして1,913万5,000円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。土木費、都市計画費、土地区画整理費、繰出金におきまして、足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計繰出金といたしまして1,861万8,000円を計上いたしました。

21ページをお願いいたします。まちづくり交付金事業費、委託料におきまして、南1条通用地確定業務といたしまして595万4,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明を申し上げます。

12ページにお戻りください。地方交付税におきまして、普通地方交付税といたしまして1億2,214万2,000円を計上いたしました。

国庫支出金、国庫補助金、農林水産業費国庫補助金、農業費国庫補助金におきまして、農山漁村活性化プロジェクト支援国庫交付金といたしまして4,538万円を計上いたし

ました。

土木費国庫補助金、都市計画費国庫補助金におきまして、まちづくり交付金事業国庫交付金といたしまして230万円を計上いたしました。

道支出金、道補助金、農林水産業費道補助金、林業費道補助金におきまして、造林事業道補助金といたしまして1,291万2,000円を計上いたしました。

財産収入、財産売払収入、不動産売払収入におきまして、立木売払収入941万3,000円を減額いたしました。

13ページをお願いいたします。生産物売払収入におきまして、カラマツ素材売払収入といたしまして3,200万4,000円を計上いたしました。

寄附金、民生寄附金におきまして、社会福祉寄附金といたしまして200万円を計上いたしました。

総務寄附金、総務管理寄附金におきまして、ふるさと納税寄附金といたしまして5万円、地域振興寄附金といたしまして300万円をそれぞれ計上いたしました。

農林水産業寄附金、農業寄附金におきまして、農業振興寄附金といたしまして963万9,000円を計上いたしました。

繰入金、基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして4,997万5,000円を減額し、農業振興基金繰入金といたしまして4,538万円、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金といたしまして25万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

特別会計繰入金におきまして、足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計繰入金といたしまして590万1,000円を計上いたしました。

諸収入、雑入におきまして、銀河線鉄道有価物売払収入といたしまして294万5,000円を計上いたしました。

以上で、歳入を終わらせていただきます。

10ページにお戻りください。第2表地方債補正、変更2件をお願いいたしました。

以上で、平成20年度足寄町一般会計補正予算(第5号)についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明いたします。

22ページをお願いいたします。議案第69号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,064万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,165万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、27ページをお願いいたします。議案第70号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,910万円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略させていただきます。

次に、30ページをお願いいたします。議案第71号平成20年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,201万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきまして、特に説明すべき事項がございませんので、省略させていただきます。

次に、33ページをお願いいたします。議

案第72号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,631万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億603万3,000円とするものでございます。

歳出の主な事項から御説明申し上げます。

36ページをお願いいたします。事業費、委託料におきまして、山手通調査設計業務といたしまして204万8,000円、交通広場調査設計業務といたしまして463万1,000円、東通移転補償費調査積算業務といたしまして406万4,000円、画地評価・仮精算準備業務といたしまして1,839万4,000円をそれぞれ計上、直接施行促進指導業務642万8,000円、直接施行業務4,603万5,000円、直接施行動産移転業務52万円をそれぞれ減額いたしました。

使用料及び賃借料におきまして、直接施行仮倉庫賃借料147万円を減額いたしました。

工事請負費におきまして、東通舗装工事202万7,000円を減額いたしました。

補償補てん及び賠償金におきまして、土地区画整理事業に伴う移転補償費といたしまして4,802万6,000円を計上いたしました。

繰出金におきまして、一般会計繰出金といたしまして590万1,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

35ページにお戻りください。国庫支出金、国庫負担金、土地区画整理事業費国庫負担金におきまして、土地区画整理事業費公共施設管理者負担金といたしまして590万1,000円を計上いたしました。

繰入金、他会計繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして1,861万8,000円を計上いたしました。

34ページにお戻りください。第2表地方債補正、変更2件をお願いしてございます。

次に、37ページをお願いいたします。議案第73号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

資本的支出の総額に180万4,000円を追加し、資本的支出の総額を1億3,355万3,000円とするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する補正額180万4,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8万6,000円及び建設改良積立金171万8,000円で補てんするものでございます。

支出の内容につきましては、上水道配水管等調査設計業務180万4,000円の計上であります。

以上で、議案第68号平成20年度足寄町一般会計補正予算(第5号)から議案第73号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)まで一括提案理由を申し上げ、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本件については、議長を除く14人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の休憩中に審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、本件については、議長を除く14人の委員で構成する予算審査特別委員会を設

置し、これに付託して会期中の休憩中に審査することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中に特別委員会を開いて正副委員長の互選をお願いをいたします。

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再開

議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告をいたします。

予算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に大久保優君、副委員長に後藤次雄君、以上のとおりです。

暫時休憩をいたします。休憩中に予算審査特別委員会の開催をお願いをいたします。

午前10時55分 休憩

午後 1時21分 再開

議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

午後 1時21分 休憩

午後 2時17分 再開

議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議運結果報告

議長(吉田敏男君) 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長(井脇昌美君) ただいま開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、選挙第2号について投票を行います。

次に、意見書案第8号から意見書案第11号までを即決で審議いたします。

次に、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第68号から議案第73号までの補

正予算について、予算審査特別委員会の審査報告を受け、審議いたします。

次に、議案第84号の補正予算について、即決で審議いたします。

次に、議案第74号から議案第83号までの各会計の決算認定について提案理由の説明を受けた後、平成19年度決算審査特別委員会を設置し閉会中の審議といたします。

次に、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、総務産業常任委員会、議会運営委員会からの閉会中の継続調査申出書について審議いたします。

以上で、第3回定例会における議案等の審議は、本日をもって終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これをもって、委員長の報告を終わります。

日程追加の議決

議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

足寄町議会会議規則第22条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおりに日程に追加し審議することにしたいと思ます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおりに日程に追加し審議することに決定をいたしました。

選挙第2号

議長（吉田敏男君） 追加日程第1 選挙第2号北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

この選挙は、議会議員の区分において、候補者が選挙の定数1人を超える2人となり、選挙が行われることになったものでございます。

当選人は、北海道後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、足寄町議会規則第33条第2項の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告をいたします。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（吉田敏男君） ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人を指名をいたします。

会議規則第32条の規定により、立会人に10番谷口二郎君、11番後藤次雄君及び12番大久保優君を指名をいたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

議長（吉田敏男君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

（投票箱点検）

議長（吉田敏男君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でお願いをいたします。投票用紙に候補者の名前を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いをいたします。

なお、白票は無効です。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いをいたします。

（投票）

議長（吉田敏男君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。谷口二郎君、後藤次雄君及び大久保優君の立会をお願いをいたします。

(開票)

議長(吉田敏男君) 開票の結果を報告をいたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合をしております。そのうち有効票数15票、無効票数0票です。有効投票のうち、松井宏志(鶴居村議会議員)11票、渡辺正治(余市町議会議員)4票、以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長(吉田敏男君) この開票結果を、当職から北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告をいたします。

意見書案第8号

議長(吉田敏男君) 追加日程第2 意見書案第8号北海道開発局の存続を求める要望意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号北海道開発局の存続を求める要望意見書の件については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま

す。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第8号北海道開発局の存続を求める要望意見書の件を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号北海道開発局の存続を求める要望意見書の件は、原案のとおり可決されました。

意見書案第9号

議長(吉田敏男君) 追加日程第3 意見書案第9号帯広測候所存続・拡充に関する要望意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号帯広測候所存続・拡充に関する要望意見書の件については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第9号帯広測候所存続・拡充に関する要望意見書の件を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号帯広測候所存続・拡充に関する要望意見書の件は、原案のとおり可決されました。

意見書案第10号

議長(吉田敏男君) 追加日程第4 意見書案第10号国が直接事業を行う国営土地改良事業制度の存続に対する意見書の件を議題といたします。

本件につきましても、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号国が直接事業を行う国営土地改良事業制度の存続に対する意見書の件については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第10号国が直接事業を行う国営土地改良事業制度の存続に対する意見書の件を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号国が直接事業を行う国営土地改良事業制度の存続に対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

意見書案第11号

議長(吉田敏男君) 追加日程第5 意見書案第11号社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書の件については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第11号社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書の件を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めま

す。

したがって、意見書案第11号社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議案第68号～議案第73号

議長（吉田敏男君） 追加日程第6 議案第68号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第5号）の件から追加日程第11 議案第73号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）までの6件を一括議題といたします。

本件に対し、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 大久保優君。

予算審査特別委員会委員長（大久保 優君） 平成20年第3回足寄町議会定例会（9月10日）において付託された事件について審査の結果を、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

1. 事件名

- ・議案第68号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第5号）
- ・議案第69号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第70号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第71号平成20年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第72号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第73号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）

2. 審査の期日

9月10日 1日間

3. 審査の結果

原案可決です。

少数意見の留保はございません。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

これから、議案第68号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第5号）の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） この中の南1条通用地確定業務についての予算についてですけれども、まだ信号機もつく予定がないと、まあ、信号機がつけばいいというものではないけれども、あんな車の通りの多いところに、信号機をつけなければならないような危険な道路をそんなにそんなにつくっていいんだらうかって。

そんなことよりも、駐車場に入ったらすぐに向こうのところへ抜けれるような、そういう道路をつくった方がよかったんじゃないか。

そういうところから、この南1条通に対する予算について反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これをもって、討論を終わります。

これから、議案第68号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第5号）の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第68号平成20年度足

寄町一般会計補正予算（第5号）の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第69号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第69号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第69号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第70号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第70号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第70号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第71号平成20年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件

の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第71号平成20年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第71号平成20年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第72号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 区画整理については、きょう、実質公債費比率というのでも示されましたけれども、年々上がってきている、この事業をやることによって裁判も起こされていることから、この公債費の比率がもっと上がるかもしれない。

そういうようなおそれのあるこの事業をやはり続けてはいけないというところから、この予算に対して反対いたします。

議長（吉田敏男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これをもって、討論を終わります。

これから、議案第72号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第72号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第73号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件の討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 賛成討論。

この上水事業に当たっては、本当に仕事をきちんとやっていただいて、漏水部分についてもちゃんと町の方で工事をして3万6,000円ぐらいの工事費だったと、それをきちんと大家さん、札幌に住んでいるという大家さんに対してそのお金を請求もしっかりやっているということで、本当に業務をちゃんとこなしているところから、この予算に対して賛成いたします。

議長(吉田敏男君) 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第73号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第73号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第84号

議長(吉田敏男君) 追加日程第12 議案第84号平成20年度足寄町一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) ただいま議題となりました議案第84号平成20年度足寄町一般会計補正予算(第6号)について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,924万4,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、開町100年事業で実施予定しておりました松山千春さんのコンサートが、松山さん急病により中止となりましたが、当初想定いたしましたよりも早い回復で、10月21日に足寄町を皮切りに活動を再開しコンサートツアーを行うという事務所側からのお話があり、大変喜ばしく、コンサート再開につきまして、10月8日に100年記念事業実行委員会を開催し協議をいただき、再開を決定をしたところでございます。

コンサート再開ということで、再度、事業費の積み上げについて事務所側と調整した結果、増額をお願いをするということになりました。

また、千春さんのコンサート中止ということもあり、足寄ふるさと100年祭りの内容充実ということで事業費増額での補正をお願いすることとなりましたので、御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

済みません。先ほど10月8日実行委員会と申し上げました。9月8日の誤りでございますので、訂正をお願いをいたします。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

1ページをお開きください。これから、議案第84号平成20年度足寄町一般会計補正予算(第6号)の件の質疑を行います。

2ページ~3ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 次に総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第84号平成20年度足寄町一般会計補正予算(第6号)の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第84号平成20年度足寄町一般会計補正予算(第6号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第74号～議案第83号

議長(吉田敏男君) 追加日程第13 議案第74号平成19年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件から追加日程第22

議案第83号平成19年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件までの10件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長(大塚博正君) ただいま議題となりました議案第74号平成19年度足寄町上水道事業会計決算認定についてから議案第83号平成19年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由の御説明を申し上げます。

議案第74号平成19年度足寄町上水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成19年度足寄町上水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案第75号平成19年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成19年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案第76号平成19年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度足寄町一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

議案第77号平成19年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案第78号平成19年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

議案第79号平成19年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

議案第80号平成19年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によ

り、平成19年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案第81号平成19年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案第82号平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案第83号平成19年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上で、議案第74号平成19年度足寄町上水道事業会計決算認定についてから議案第83号平成19年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで一括提案理由の説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本件については、議長と議会選出監査委員

を除く13人の委員で構成する平成19年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることにしたいと思っております。

なお、議会は、平成19年度決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定による審査を付与することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長と議会選出監査委員を除く13人の委員で構成する平成19年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いをいたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時06分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告をいたします。

平成19年度決算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に大久保優君、副委員長に星孝道君、以上のとおりです。

所管事務調査期限の延期について

議長（吉田敏男君） 追加日程第23 所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり期限を延期することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり次期定例会まで延期することに決定をいたしました。

閉会中継続調査申出書の件

議長(吉田敏男君) 追加日程第24 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

閉会の議決

議長(吉田敏男君) お諮りをいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了をいたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

閉会宣告

議長(吉田敏男君) これで、本日の会議を閉じます。

平成20年第3回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後 3時09分 閉会

平成20年第3回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員